

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 避難及び消火活動上必要な通路並びに構えの出入口

鉄道に使用される高架工作物の高架下に店舗、事務所、倉庫その他これらに類する建築物その他の工作物（以下「高架下建築物」という。）を設けた場合は、次により指導すること。

(1) 高架工作物の両側に道路がある場合

- ア 高架工作物の延長方向100m以内ごとに高架下を横断する幅員3m以上の通路を設け、それぞれの道路に有効に通じていること。
- イ 高架下建築物の幅が30mを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前アにより設けた通路に連絡する幅員3m以上の内部通路を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - (ア) 高架下部分の構えの団の個々が同部分の全幅を一構えとして使用するもの
 - (イ) 道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたもの

(2) 高架工作物の片側に道路がある場合

- ア 高架工作物の延長方向50m以内ごとに高架下を横断する幅員3m以上の通路を設け、道路に有効に連絡させること。
- イ 高架下建築物の幅が15mを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前アにより設けた通路に有効に連絡する幅員3m以上の内部通路を設けること。ただし、前(1)イ(ア)又は(イ)に該当する場合はこの限りでない。

(3) 高架工作物の両側に道路がなく、延長方向に対して高架下を横断する道路がある場合

- ア 横断道路を相互に連絡する幅員3m以上の内部通路を設けること。ただし、道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものはこの限りでない。
- イ 前アにより設けた通路の延長が50mを超える場合は、当該通路の幅員を4m以上とすること。

(4) 構えの出入口

各構えは、道路又は(1)から(3)までによって設けた通路若しくは屋内通路に面して出入口を設けること。

2 道路等に面する壁の構造

道路及び前1により設けた通路に面する壁は耐火構造とし、開口部には防火戸を設けること。

3 防火区画及び内装

- (1) 防火区画は、できるだけ各構えごとに行うこと。止むを得ない場合にあっても用途ごとの区画を行うこと。ただし、政令第12条で定める基準に適合したスプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。
- (2) 室内に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料としたものであること。

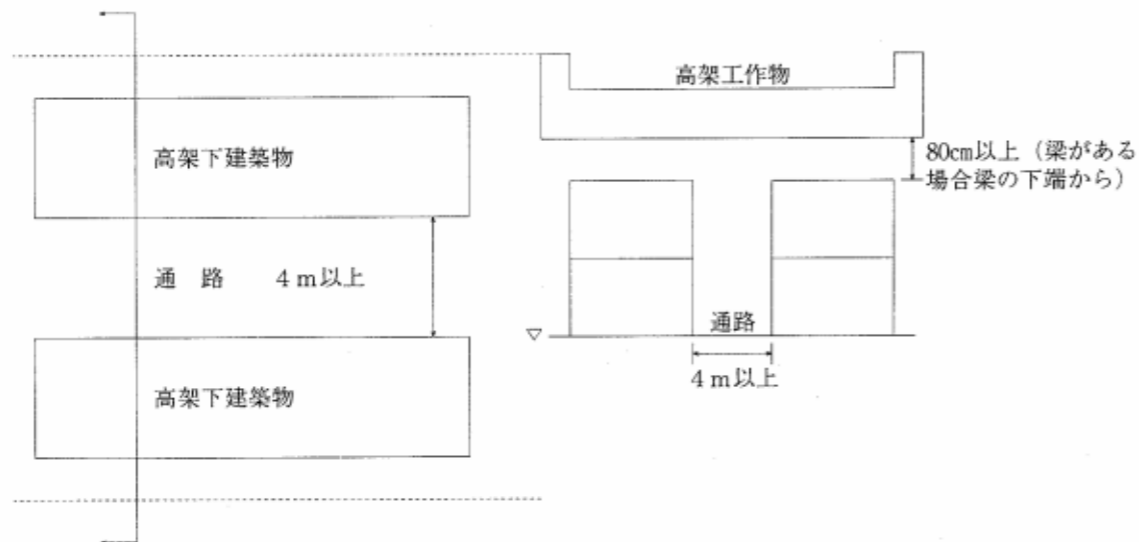
4 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の適用にあたって、次の各号に適合する場合はそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

(1) 桁行方向の通路を介して接続する高架下建築物

- ア 当該通路の幅員が4m以上であること。
- イ 高架工作物と高架下建築物との間に高さ80cm以上の排煙上有効な空間を設けること。
- ウ 高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、前アに面する開口部には防火戸を設けること。

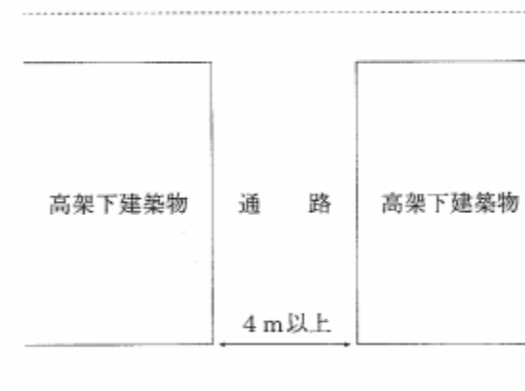




第6-1図

(2) 梁間方向の通路を介して接続する高架下建築物

- ア 当該通路の幅員が4 m以上であること。
- イ 高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、前アに面する開口部に防火戸を設けること。



第6-2図

(3) 防火対象物の接続がその特殊性から前(1)又は(2)に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

従前の取扱基準により別の防火対象物として取り扱ったもので当該基準を維持しているものについては、別の防火対象物として取り扱うことができるものであること。

従前の取扱基準

消防用設備等の設置にあたっては、次のいずれかによる場合は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

- ア 道路又は外気に開放された幅員4 m以上の通路で区分されたもの（上下階層で接続しているものを除く。）
- イ 外壁を異にした形態のもので屋根又は天井を共有しないもの



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ



高架下の建築物 について - 西日本防災システム

高架下建築物

5 その他

高架下建築物は、危険物等延焼拡大がすみやかである物品又は核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火困難である物品の貯蔵、取扱いを抑制するものであること。

